

社会・環境型センサーネットワーク協議会規約(案)

第1章 総則

[名称]

第1条 この協議会は、「社会・環境センサーネットワーク協議会」と称する(以下、「協議会」と略す)。英文名を”Sensor Network for the Social Application (SeNSA) Consortium”とする。

[目的と活動領域]

第2条 この協議会は、主として内外の社会的課題解決に資するセンサーネットワーク技術の分野における有識者の連絡協調を促進し、本技術について調査・研究・開発を行い、これによってわが国でのセンサーネットワークの普及や振興をはかり、国際貢献を果たすとともに世界的なIT技術による社会的課題解決に寄与することを目的とする。

2 ここでいう「センサーネットワーク」とは、センサー、通信技術(主として無線を対象)、CPU、コンピュータ、アプリケーション、関連するハードウェアやソフトウェア、およびそれらを用いたサービス行動等から構成され、環境、エネルギー、健康、安全安心などの社会的課題解決に資するシステムを指す。

[事業]

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 主として社会的課題解決のためのセンサーネットワークに関し構成技術及びその要素技術に関する調査・研究・開発
- (2) センサーネットワークの利用者を含めた技術者相互の連絡協調の促進
- (3) センサーネットワークの普及・振興及び国際交流の促進
- (4) センサーネットワークの社会実験
- (5) センサーネットワークに関する企業や業界の枠を超えた交流
- (6) センサーネットワークに関する学領域にまたがった活動の促進
- (7) センサーネットワークに関する標準化促進のための活動
- (8) センサーネットワークに関する海外の研究開発機関との交流
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

[会員]

第4条 協議会の会員は協議会の目的に賛同し、入会した法人、個人とする。

[入会]

第5条 会員になろうとする者は、会員の推薦を受け、入会申込書を提出し、運営委員会の承認を受けなければならない。

[会費]

第6条 会費については別に定める。

[退会]

第7条 会員は、退会を申し出ることにより退会することができる。なお、死亡や法人格を失ったときには運営委員会は退会とみなすことができる。

2 会員がこの協議会の名誉を毀損した場合、この協議会の目的に反する行為をした場合、もしくは会費の長期にわたる納入を怠った場合には、運営委員会の議決によりこれを退会とすることができる。

第3章 役員等

[役員の種類]

第8条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 運営委員
- (2) 研究幹事会委員
- (3) アドバイザリーボード・メンバー
- (4) 会計監査:2名以内

[役員を選任]

第9条 運営委員および会計監査は、会員の中から総会がこれを選任する。なお、発足時の運営委員は付則の通りとする。

2 研究幹事会ならびにアドバイザリー・ボードのメンバーは運営委員会が選任する。

3 運営委員会、研究幹事会にそれぞれ委員長、副委員長を置く。委員長の選任はそれぞれの委員会で互選する。

4 アドバイザリー・ボードは研究幹事会委員長が主宰する。

[運営委員会の任務]

第10条 運営委員会は、この協議会の活動全般にわたり次の事項を決する。

- (1) 事業計画の作成
- (2) 予算・決算の案の作成
- (3) 分科会・作業部会(WG)等の設置・編成の承認
- (4) その他協議会運営に関する事項

[研究幹事会とアドバイザリー・ボードメンバーの任務]

第11条 研究幹事会においては、協議会における技術活動につき、調整や連携をはかる次の事項を決定する。

- (1) 分科会・作業部会(WG)等の設置・編成案作成
- (2) 仕様等技術的な内容の調整
- (3) 技術成果の援用や重複の排除、欠落事項への対策等
- (4) その他協議会の技術活動に関する事項。

2 アドバイザリー・ボードのメンバーは協議会の活動に関し、助言や提言を行う。

第12条 会計監査は、本協議会の経費の妥当性、正当性の監査を行い、総会に報告する。

2 会計監査は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

[役員任期]

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

[役員辞任・解任]

第14条 役員は、運営委員長に申し出ることによりいつでも辞任することができる。

2 役員にこの協議会の役員としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情があるときには、その任期中であっても総会がこれを解任することができる。

[役員報酬]

第15条 役員は、基本的に無給とするが、運営委員会の議決によって報酬を受け取ることができる。

第5章 事務局

[設置及び任免]

第16条 この協議会の事務を処理するために事務局を置く。事務局は、当面社団法人「科学技術と経済の会」内に設置する。

2 協議会はその予算の中から事務処理費用を支払うことができる。

[備え付け書類及び帳簿]

第17条 事務局は、常に次に掲げる書類を備え会員内外の希望に応じて閲覧(電子的方法を含む。)に供する。

- (1) 機関会議に関する記録
- (2) その他当協議会の事業に資する資料
- (3) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) その他必要な帳簿及び書類

第6章 機関

[機関の種別]

第18条 この協議会の機関は、総会、運営委員会、研究幹事会、アドバイザー・ボードとする。事業を行うための組織については第7章による。

[機関の構成]

第19条 総会は、全会員をもって構成する。

2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

3 研究幹事会のメンバーは会員の推薦する者から運営委員会が選任する。

4 アドバイザリー・ボードのメンバーは運営委員会が委嘱する。

[機関会議の招集]

第20条 総会および運営委員会は、運営委員会委員長が招集する。

- 2 機関実会議の招集は、機関の構成者に対して、会議の目的とする事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して、少なくとも7日前に文書をもって通知するものとする。
- 3 機関会議は電子的に行うことができる。この場合、議事は7日前に配信するものとする。

[総会の開催]

第21条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2箇月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、及び会計監査から招集の請求があったとき、又は総会を構成する会員の総数の5分の1以上から、目的とする事項を示して請求のあったときは、請求のあった日から30日以内にこれを開催しなければならない。
- 3 運営委員会は、委員長が必要と認めるとき開催する。
- 4 研究幹事会は委員長が必要と認めるとき開催する。

[会議の議長]

第22条 総会の議長は、運営委員長とする。

- 2 運営委員会、研究幹事会の議長は各委員長とする。

[開会及び議決の定足数]

第23条 総会は、この規約に特別の定めのある場合を除き、総会を構成する会員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会は、運営委員の現在数の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

[議決権]

第24条 会議における議決権は、1会員につき1票とする。

[議決]

第25条 議決は、この規約に特別の定めのある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

[欠席者の表決]

第26条 会議に出席できない会員、委員は、書面をもって表決し、又は機関を構成する出席者に表決を委任することができる。この場合、第23条、第24条、第25条及び第39条、第40条の規定の適用については、出席したものとみなす。

[権能]

第27条 総会に付議すべき事項は、この規約の他の条項に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業状況報告及び収支決算
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営委員会において必要と認めた事項

2 運営委員会に付議すべき事項は、この規約の他の条項に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、会務の執行に関する事項で委員長が必要と認めた事項

[決議事項等の通知]

第28条 総会の議事録及び議決した事項は、総会を構成する会員に通知するものとする。

2 当該通知は電子的に行うことができる。

[議事録]

第29条 機関会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 機関会議を構成する者の現在数
- (3) 機関会議に出席した者の氏名(書面表決者及び委任表決者を含む)
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録作成人

2 議事録は、機関を構成する者に配布され、事務局がこれを保管する。

3 当該配布は電子的に行うことができる。

第7章 事業活動と成果物

[事業活動]

第30条 協議会の事業を行うため、運営委員会の決定を経て、分科会、作業部会(WG)、調査研究会等を設置する。それぞれの区分は付則の通りとするがこれに限定されない。

[成果物の種類]

第31条 本協議会の成果物は機関会議や分科会、作業部会(WG)、調査研究会等の事業から生まれた報告書、仕様書、実験データ、規格書(案を含む)、図面、画像、技術打ち合わせ記録、メモ、プレゼンテーション資料等である。

[成果物の扱い]

第32条 本協議会の成果物は原則として公開される。

第33条 成果物が一部の会員に限定される可能性がある場合には、運営委員会は予め当該プロジェクト関係者に対して、提出資料につき既公開の有無や公開の範囲を明確化するよう要請することができる。

第34条 公開の方法は、要望に応じて閲覧に供する、ホームページ等上で電子的に公開する、出版物とする等とするが、これに限定されない。

第8章 資産及び会計

[運用資産の構成]

第35条 この協議会の運用資産は、会費、寄付金、補助金、その他の資金をもって構成する。

[資産の管理]

第36条 この協議会の資産は、運営委員会の方針に従い事務局が管理する。

2 借入れを行う場合には運営委員会の承認を経なければならない。

[収支差額の処分]

第37条 この協議会の毎事業年度の収支差額は、総会の議決を経て、翌事業年度に繰り入れるものとする。

[事業年度]

第38条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。発足時年度については付則による。

第9章 規約の変更及び解散

[規約の変更]

第39条 この規約は、総会において、会員の4分の3以上の議決を経て変更することができる。

[解散及び残余財産の処分]

第40条 この協議会は、総会において、会員の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

2 この協議会の解散に伴う残余財産の処分については、総会で決定する。

第10章 補則

[施行細則]

第41条 この規約を施行するための必要な細則は、運営委員会の議決を経て定める。

付 則

1. 本協議会の発起人は下記の通りとする。(案)

東京大学名誉教授	東京理科大学教授	板生 清
横浜市立大学医学部教授		朽久保 修
横浜国立大学教授		河野 隆二
慶應義塾大学准教授		西 宏章
CITRIS 顧問		井上 隆秀

アルプス電気株式会社	栗山 年弘
沖電気工業株式会社	篠塚 勝正
清水建設株式会社	矢代 嘉郎
日本電気株式会社	広崎 膨太郎
株式会社富士通研究所	村野 和雄
(社)科学技術と経済の会	藤岡 宏衛

2. 発足時の運営委員は協議会発起人とする。
3. 発足時の年度は平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
4. 本規約は設立総会の議決を経て効力をもつ。
5. 事業を行うための組織として、「分科会」は比較的長期の仕様開発や実験等の活動を行う組織、「作業部会(WG)」は行事・催し物企画運営等の比較的短期の活動組織、「調査研究会」は新しい成果の発表や外部研究者によるプレゼンテーションの場で協議会員外にもオープンにできる活動、とするがこれに限定されるものではなく、また別の名称を用いてもよいとする。